

○自然科学研究機構分子科学研究所学会等連絡会議 要項

平成16年5月19日
分子科学研究所長裁定

第1 分子科学研究所長（以下「研究所長」という。）の下に，分子科学研究所学会等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（組織）

第2 連絡会議は，研究所長の要請に基づき，学会その他の学術団体等との連絡に関すること及び研究所の委員会委員候補者の推薦，その他特に研究所長が必要とする事項について検討し，研究所長に意見を述べるものとする。

第3 連絡会議の構成員は，次のとおりとする。

- 一 分子科学研究所の教授及び准教授5名
- 二 分子科学研究所の職員以外の研究者13名

2 前項の構成員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の構成員の任期は，前任者の残任期間とする。

第4 連絡会議は，研究所長が主宰する。

第5 委員会の庶務は，岡崎統合事務センター総務課において処理する。

附 則

1 この要項は，平成16年5月19日から施行する。

2 この要項施行の後最初の任命に係る構成員の任期は，第3第2項の定めにかかわらず，平成17年3月31日までとする。

附 則

この要項は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和6年4月1日から施行する。